

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

一	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	（第一条関係）	1
二	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（第二条関係）	7
三	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	（第三条関係）	16
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（附則第四条関係）	18
五	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	（附則第五条関係）	20
六	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	（附則第六条関係）	21
七	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）	（附則第七条関係）	22
八	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）	（附則第八条関係）	23
九	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	（附則第九条関係）	24
十	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）	（附則第十条関係）	26
十一	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）	（附則第十一条関係）	27
十二	市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）	（附則第十二条関係）	28

十三	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）	（附則第十三条関係）	29
十四	優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）	（附則第十四条関係）	31
十五	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）	（附則第十五条関係）	32
十六	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）	（附則第十六条関係）	33
十七	景観法（平成十六年法律第一百十号）	（附則第十七条関係）	36
十八	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）	（附則第十八条関係）	37
十九	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）	（附則第十九条関係）	38
二十	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	（附則第二十条関係）	40
二十一	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）	（附則第二十一条関係）	41
二十二	大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）	（附則第二十二条関係）	43
二十三	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）	（附則第二十三条関係）	44

二十四	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）	（附則第二十四条関係）	46
二十五	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）	（附則第二十五条関係）	47
二十六	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）	（附則第二十六条関係）	49
二十七	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第 号）	（附則第二十七条関係）	50
二十八	独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）	（附則第二十八条関係）	52

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）</p> <p>第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）</p> <p>第三節 農地利用集積円滑化団体（第十一条の十一―第十一条の十五）</p> <p>第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等</p> <p>第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三）</p> <p>第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十四条の十二）</p> <p>第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施（第十七条）</p> <p>第二節 利用権の設定等の促進</p> <p>第一款 農用地利用集積計画（第十八条―第二十一条）</p> <p>第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例（第二十一条の二―第二十一条の五）</p> <p>第三款 利用権設定等促進事業の推進（第二十二条）</p> <p>第三節 農用地利用改善事業の実施の促進（第二十三条―第二十六条）</p> <p>第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等（第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十四条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等</p> <p>第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）</p> <p>第二節 農地中間管理機構の事業の特例等（第七条―第十一条の十）</p> <p>第三節 農地利用集積円滑化団体（第十一条の十一―第十一条の十五）</p> <p>第三章 農業経営改善計画及び青年等就農計画等</p> <p>第一節 農業経営改善計画（第十二条―第十四条の三）</p> <p>第二節 青年等就農計画（第十四条の四―第十四条の十二）</p> <p>第三節 認定農業者等への利用権の設定等の促進（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十四条）</p>

第六章 罰則（第三十五条）  
附則

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二（略）

- 三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）

四（略）

2 4（略）

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一・二（略）

- 三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十一条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与

第六章 罰則（第三十五条）  
附則

（定義）

第四条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」と総称する。）

二（略）

- 三 農業用施設の用に供される土地

四（略）

2 4（略）

（農地中間管理機構の事業の特例）

第七条 農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

一・二（略）

- 三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号及び第十一条の十一第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 (略)

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第一節 農業経営基盤強化促進事業の実施

第十七条 (略)

第二節 利用権の設定等の促進

第一款 農用地利用集積計画

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びにその支払の相手方及び方法

を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

四 (略)

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

(新設)

第十七条 (略)

(農業経営基盤強化促進事業の実施)

(新設)

(新設)

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 (略)

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

六〇八 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4・5 (略)

第二款 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

(不確知共有者の探索の要請)

第二十一条の二 同意市町村の長は、農用地利用集積計画（存続期間が二十年を超えない賃借権又は使用貸借による権利の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。次条及び第二十一条の四において同じ。）を定める場合において、第十八条第二項第二号に規定する土地のうちに、同条第三項第四号ただし書に規定する土地であつてその二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができる。

2 農業委員会は、前項の規定による要請を受けた場合には、相当

六〇八 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、不確知共有者の探索を行うものとする。

(共有者不明農用地等に係る公示)

第二十一条の三 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の規定による要請に係る探索を行つてもなお共有者不明農用地等については二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であつて知れているものの全ての同意を得て、同意市町村の定めようとする農用地利用集積計画及び次に掲げる事項を公示するものとする。

一 共有者不明農用地等の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明農用地等について二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができない旨

三 共有者不明農用地等について、農用地利用集積計画の定めるところによつて農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける旨

四 前号に規定する権利の種類、内容、始期、存続期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては、借賃並びにその支払の相手方及び方法

五 不確知共有者は、公示の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は前二号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

六 不確知共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす旨

(不確知共有者のみなし同意)

第二十一条の四 不確知共有者が前条第五号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積

(新設)

(新設)



計画について同意をしたものとみなす。

(情報提供等)

第二十一条の五 農林水産大臣は、共有者不明農用地等に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第二十一条の三の規定による公示に係る共有者不明農用地等に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三款 利用権設定等促進事業の推進

第二十二条 (略)

第三節 農用地利用改善事業の実施の促進

第二十六条 (略)

第四節 委託を受けて行う農作業の実施の促進等

第二十七条 (略)

(新設)

(新設)

(利用権設定等促進事業の推進)

第二十二条 (略)

(新設)

第二十六条 (略)

(新設)

(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)

第二十七条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 利用関係の調整等（第十六条―第二十九条）</p> <p>第四章 遊休農地に関する措置（第三十条―第四十二条）</p> <p>第五章 雑則（第四十三条―第六十三条の二）</p> <p>第六章 罰則（第六十四条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四十一条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定される場合</p> <p>五 十六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合における買収）</p> <p>第七条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第二条の二）</p> <p>第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条―第十五条）</p> <p>第三章 利用関係の調整等（第十六条―第二十九条）</p> <p>第四章 遊休農地に関する措置（第三十条―第四十四条）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第六十三条の二）</p> <p>第六章 罰則（第六十四条―第六十九条）</p> <p>附則</p> <p>（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）</p> <p>第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する利用権が設定される場合</p> <p>五 十六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>（農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合における買収）</p> <p>第七条（略）</p>

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその者を確知することができないときは、この限りでない。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、過失がなくてその者を確知することができないときは、この限りでない。

(対価)

(対価)

第十条 (略)

第十条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 (略)

一 (略)

二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

二 過失がなくて対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 (略)

三 (略)

4 (略)

4 (略)

(利用意向調査)

(利用意向調査)

第三十二条 (略)

第三十二条 (略)

2 前項の場合において、その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものであつて、かつ、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその農地の所有者等の一部を確知することができないときは、農業委員会は、その農地の所有者等で知れているもの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、同項の規定による利用意向調査を行うものとする。

2 前項の場合において、その農地(その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利)が数人の共有に係るものであつて、かつ、過失がなくてその農地の所有者等の一部を確知することができないときは、農業委員会は、その農地の所有者等で知れているもの持分が二分の一を超えるときに限り、その農地の所有者等で知れているものに対し、同項の規定による利用意向調査を行うものとする。

3 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、第

3 農業委員会は、第三十条の規定による利用状況調査の結果、第

一項各号のいずれかに該当する農地がある場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなおその農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。）を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。この場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであつて、かつ、その農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者にその旨を通知するものとする。

一〇四（略）

4〇6（略）

（農地中間管理機構等による協議の申入れ）

第三十五条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農地中間管理事業の事業実施地域に存するものに限る。次条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。

2〇4（略）

（裁定）

第三十九条（略）

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。  
い。

一〇四（略）

一項各号のいずれかに該当する農地がある場合において、過失がなくその農地の所有者等（その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係る場合には、その農地又は権利について二分の一を超える持分を有する者。第一号、第五十三条第一項及び第五十五条第二項において同じ。）を確知することができないときは、次に掲げる事項を公示するものとする。この場合において、その農地（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その権利）が数人の共有に係るものであつて、かつ、その農地の所有者等で知れているものがあるときは、その者にその旨を通知するものとする。

一〇四（略）

4〇6（略）

（農地中間管理機構等による協議の申入れ）

第三十五条 農業委員会は、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による利用意向調査を行つた場合において、これらの利用意向調査に係る農地（農地中間管理事業の事業実施地域に存するものに限る。次条第一項及び第四十三条第一項において同じ。）の所有者等から、農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があつたときは、農地中間管理機構に対し、その旨を通知するものとする。

2〇4（略）

（裁定）

第三十九条（略）

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。  
い。

一〇四（略）

五 借賃の支払の相手方及び方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については二十年を限度としなければならない。

4 (略)

(削る。)

(所有者等を確認することができない場合における農地の利用)

第四十一条 (略)

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「にこれを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「農地中間管理権」とあるのは「利用権」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃の支払の相手方及び」とあるのは「補償金の支払の」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

(措置命令)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 (略)

第四十一条及び第四十二条 削除

(所有者等を確認することができない場合における農地の利用)

第四十三条 (略)

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による申請があつた場合について準用する。この場合において、第三十八条第一項中「にこれを」とあるのは「で知れているものがあるときは、その者にこれを」と、第三十九条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「農地中間管理権」とあるのは「利用権」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。

3 7 (略)

(措置命令)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないとき。

三 (略)

4・5 (略)

第五章 雑則

(農作物栽培高度化施設に関する特例)

- 第四十三条 農林水産省令で定めるところにより農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他当該農地に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 2 前項の「農作物栽培高度化施設」とは、農作物の栽培の用に供する施設であつて農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのものうち周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 第四十四条 農業委員会は、前条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設(以下「農作物栽培高度化施設」という。)において農作物の栽培が行われていない場合には、当該農作物栽培高度化施設の用に供される土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきことを勧告することができる。

- 一 (略)
- 二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないとき。

三 (略)

4・5 (略)

第五章 雑則

(新設)

(新設)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事等は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 (略)

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 (略)

4・5 (略)

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一・二 (略)

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃

(違反転用に対する処分)

第五十一条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事等は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないときは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 (略)

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 (略)

4・5 (略)

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一・二 (略)

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃

等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四（略）

2 2 4（略）

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買取令書の交付又は第三十九条第一項（第四十一条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確認することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 2 4（略）

（対価等の額の増減の訴え）

第五十五条 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

一・二（略）

三 第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第二項第四号に規定する補償金

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては、国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農地の所有者等を、同項第三号に掲げる補償金の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第四十一条第一項の規定による申請に係る農地の所有者等を、それぞれ被告とする。

等（第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四（略）

2 2 4（略）

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買取令書の交付又は第三十九条第一項（第四十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る農地の所有者等を確認することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2 2 4（略）

（対価等の額の増減の訴え）

第五十五条 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

一・二（略）

三 第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第二項第四号に規定する補償金

2 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては、国を、同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第三十七条の規定による申請に係る農地の所有者等を、同項第三号に掲げる補償金の額についての同項の訴えにおいては農地中間管理機構又は第四十三条第一項の規定による申請に係る農地の所有者等を、それぞれ被告とする。



3・4 (略)

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第二号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第十七号、第二十号及び第二十一号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に  
関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の事務(第六十三条第一項第二号、第六号、第八号、第十二号及び第十八号から第二十号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に  
関し、都道府県知事又は指定市町村の長に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 十三 (略)

十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

十六 第四十三条第一項の規定により市町村(指定市町村に限る

3・4 (略)

(指示及び代行)

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務(第六十三条第一項第二号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十八号及び第十九号並びに第二項各号に掲げるものを除く。)の処理に  
関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事又は指定市町村の長の事務(第六十三条第一項第二号、第六号、第八号、第十二号及び第十六号から第十八号までに掲げるものを除く。次項において同じ。)の処理に  
関し、都道府県知事又は指定市町村の長に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 十三 (略)

十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第五項まで(これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。)、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

十五 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

(新設)

。が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。）

十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

十八 二十一（略）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 四（略）

五 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村を除く。）

が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。）

第六十六条 第四十二条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 十九（略）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 四（略）

（新設）

第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 農地法第二条第一項に規定する農地を同法第四十三条第一項の規定による届出に係る同条第二項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為</p> <p>五 （略）</p> <p>六 （略）</p> <p>七 （略）</p> <p>八 十一 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。第十七条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規</p>	<p>（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三の二 （略）</p> <p>三の三 （略）</p> <p>三の四 （略）</p> <p>四 七 （略）</p> <p>二 五 （略）</p> <p>6 都道府県知事等は、第一項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が三十アールを超える農地法第二条第一項に規定する農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定</p>

7  
～  
10 (略)

定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

7  
～  
10 (略)

がされていない場合は、この限りでない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>法律 (略)</p> <p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第三項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十一条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十五 第四十二条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十六 第四十三条第一項の規定により市町村（指定市町村に限る。）が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため</p>	<p>法律 (略)</p> <p>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び第六十三条第二項各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 第三十条、第三十一条、第三十二条第一項、同条第二項から第三項まで（これらの規定を第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第四十三条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十五 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>(新設)</p>
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	

(略)	<p>四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。)</p> <p>十七 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>十八〜二十一 (略)</p>
<p>別表第二 第二号法定受託事務 (第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 第四十三条第一項の規定により市町村(指定市町村を除く。)が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地をコンクリートその他これに類するもので覆う行為に係るものを除く。)</p>
(略)	<p>(新設)</p> <p>十六〜十九 (略)</p>
<p>別表第二 第二号法定受託事務 (第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号)</p>	<p>(略)</p> <p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>第十條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。</p> <p>一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。第十一条の五十第一項第一号及び第三号において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p>	<p>第十條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。</p> <p>一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の五十第一項第一号及び第三号において同じ。）</p> <p>二（略）</p> <p>④（略）</p> <p>⑤（略）</p>

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)            第二条 この法律において「農用地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地法の適用)            第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない。</p>	<p>(定義)            第二条 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地法の適用)            第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の適用を妨げない。</p>



○ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「農地」とは耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。</p> <p>一 かんがい排水施設</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 8 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。</p> <p>一 かんがい排水施設</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 8 (略)</p>

○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （許可の基準）</p> <p>第十条 経済産業局長は、次に掲げる場合においては、前条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。</p> <p>二 砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）若しくは採草放牧地であるとき。</p> <p>三 他にその土地において岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所）で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。以下同じ。）の事業（以下「採石業」という。）又は砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定するものをいう。以下同じ。）を行つてゐる者があるとき。</p>	<p>2 （許可の基準）</p> <p>第十条 経済産業局長は、左に掲げる場合においては、前条第一項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。</p> <p>二 砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が海浜地又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。</p> <p>三 他にその土地において岩石の採取（当該岩石の採取を行なう場所）で当該岩石の採取に付随して行なう岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。以下同じ。）の事業（以下「採石業」という。）又は砂利採取業（砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二条に規定するものをいう。以下同じ。）を行つてゐる者があるとき。</p>

改正案	現行
<p>（交付金等）                  第二条（略）                  2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農業者の数及び農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の面積（以下「農地面積」という。）を基礎とし、農地等（農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）の利用関係の調整の状況その他の各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。</p> <p>3 5（略）</p> <p>（所掌事務）                  第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。                  一 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）によりその権限に属させられた事項</p>	<p>（交付金等）                  第二条（略）                  2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農業者の数及び農地面積を基礎とし、農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）の利用関係の調整の状況その他の各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。</p> <p>3 5（略）</p> <p>（所掌事務）                  第六条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。                  一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）によりその権限に属させられた事項</p>

2 二・三  
4 (略)

2 二・三  
4 (略)

○ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関係権利者の同意及び認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三条の認可の申請は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添付してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添付することを要しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下同じ。）である場合には、農業委員会の意見書の意見書</p> <p>六・七（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（関係権利者の同意及び認可の申請）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三条の認可の申請は、農林水産省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添付してなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添付することを要しない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地（農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）である場合には、農業委員会の意見書をいう。</p> <p>六・七（略）</p> <p>4（略）</p>

○ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第五十八号）（附則第十一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>(定義)            第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。</p> <p>2            (略)</p>
現行	<p>(定義)            第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。</p> <p>2            (略)</p>

改正案	現行
<p>(定義)                      第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。</u>）の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地法等の特例)                      第十一条 (略)</p> <p>2 認定開設者が認定計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法<u>第四条第一項の許可があつたものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)                      第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(農地法等の特例)                      第十一条 (略)</p> <p>2 認定開設者が認定計画に従って農地を農地以外のものにする場合には、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第四条第一項の許可があつたものとみなす。</u></p> <p>3 (略)</p>

○ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（附則第十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義等)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一 耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）及び開発して農用地とすることが適当な土地</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることとが適当な土地（第一号に掲げる土地を除く。）</p> <p>五 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第八条 (所有権移転等促進計画の作成等)                      第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。</p>	<p>(定義等)                      第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）及び開発して農用地とすることが適当な土地</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることとが適当な土地</p> <p>五 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>第八条 (所有権移転等促進計画の作成等)                      第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。</p>



四 (略)

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

4  
5  
7  
ロ・ハ (略)

四 (略)

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

4  
5  
7  
ロ・ハ (略)

○ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）（附則第十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（優良田園住宅建設計画の認定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、当該優良田園住宅建設計画に係る土地に四ヘクタールを超える農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいう。）が含まれるときその他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農林水産大臣と協議しなければならない。</p> <p>6 8 （略）</p> <p>（優良田園住宅の建設の促進についての配慮）</p> <p>第五条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第一項の認定を受けた優良田園住宅建設計画（同条第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて土地を認定に係る優良田園住宅の用に供するため農地法、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>	<p>（優良田園住宅建設計画の認定）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、当該優良田園住宅建設計画に係る土地に四ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。）が含まれるときその他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農林水産大臣と協議しなければならない。</p> <p>6 8 （略）</p> <p>（優良田園住宅の建設の促進についての配慮）</p> <p>第五条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第一項の認定を受けた優良田園住宅建設計画（同条第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて土地を認定に係る優良田園住宅の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。</p>

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（集団移転促進事業に係る農地法の特例）</p> <p>第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（集団移転促進事業に係る農地法の特例）</p> <p>第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p>

改正案	現行
<p>第三十一条 特例付加年金は、特例保険料納付済期間（納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（同項の規定による申出をしなかつた者に限る。）であるときは、この限りでない。</p> <p>一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。以下同じ。）の全てについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）が、六十五歳に達したとき。</p> <p>二 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき（所有権に基づいてその農業に供していた農地の全てについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。）。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十一条 特例付加年金は、特例保険料納付済期間（納付された保険料のうち第四十五条第一項又は第二項の規定によりその額が決定され、又は変更されたもの（第四十八条第一項において「特例保険料」という。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）を有する者が次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。ただし、その者が第四十五条第二項各号のいずれかに該当することについて同項の規定による申出をした者であつて、それぞれ当該各号に定める日において同条第一項第一号に掲げる者に該当しなかつたもの（同項の規定による申出をしなかつた者に限る。）であるときは、この限りでない。</p> <p>一 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等（保険料納付済期間と第四十五条第三項第三号から第七号までに掲げる期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年以上である者であつて農業を営む者でなくなつたもの（所有権に基づいてその農業に供していた農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）のすべてについて所有権を移転した者その他の政令で定める者に限る。）が、六十五歳に達したとき。</p> <p>二 六十歳に達した日の前日における保険料納付済期間等が二十年以上である者が、六十五歳に達した後、農業を営む者でなくなつたとき（所有権に基づいてその農業に供していた農地のすべてについて所有権を移転した場合その他の政令で定める場合に限る。）。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(業務の特例)

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 農地等（農地及び農地法第二条第一項に規定する採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 (略)

2 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは、「、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。）に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三条第一項及び第七十一条第二号中「第九条」とあるのは「

附 則

(業務の特例)

第六条 基金は、当分の間、第九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 (略)

二 農地等（農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地であつて、平成十四年一月一日前に旧農業者年金法による被保険者であつた者（平成十三年十二月三十一日において平成十三年改正前農業者年金法による年金給付に係る受給権を有していた者その他政令で定める者を除く。）が所有権又は使用収益権（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利をいう。以下この号において同じ。）に基づいてその耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。以下この号において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（使用収益権の移転を含む。）を行い、並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けを行うこと。

三 (略)

2 前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第一項中「及び農業者年金事業の給付に関する決定」とあるのは、「、農業者年金事業の給付に関する決定、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下この項において同じ。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付け（地上権、永小作権、賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の移転を含む。）に関する決定並びに農地等及びその附帯施設の取得に必要な資金の貸付けに関する決定」と、第六十三条第一項及び第七十一条第二号中「第九条」とあるのは「第九條及び附則第六條第一項」とする。

第九條及び附則第六條第一項」とする。  
3  
5  
(略)

3  
5  
(略)

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（農地法の特例） 第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、前条第二項の勧告に係る協議が調つたことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（農地法の特例） 第五十七条 前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、前条第二項の勧告に係る協議が調つたことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、同法第三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（地域再生土地利用計画の作成）            第十七条の十七（略）            2～4（略）            5 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。</p> <p>6～11（略）            一～五（略）</p>	<p>（地域再生土地利用計画の作成）            第十七条の十七（略）            2～4（略）            5 認定市町村は、地域再生土地利用計画に前項第一号に掲げる事項（同号の誘導施設（以下「整備誘導施設」という。）の用に供する土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）であり、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）を記載しようとするときは、当該事項について、都道府県知事の同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。</p> <p>6～11（略）            一～五（略）</p>



○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。） 二 四 (略)</p> <p>(所有権移転等促進計画の作成等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。 一 (略)</p> <p>二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の<u>全ての同意</u>が得られていること。 三・四 (略)</p> <p>五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供す</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。） 二 四 (略)</p> <p>(所有権移転等促進計画の作成等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。 一 (略)</p> <p>二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の<u>すべての同意</u>が得られていること。 三・四 (略)</p> <p>五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供す</p>

4  
6  
ロ・ハ (略)

るためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

4  
6  
ロ・ハ (略)

るためのものである場合にあっては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）  
 （附則第二十条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（総合化事業計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5 6（略）</p> <p>7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この項において同じ。）の目的に供される農地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、第三項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものと認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>8 5 10（略）</p>	<p>（総合化事業計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 5 6（略）</p> <p>7 農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項（同項第二号の土地が農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この章において同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この章において同じ。）であり、同項の施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている総合化事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、都道府県知事等（同法第四条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下この項及び第七条第五項において同じ。）に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、当該都道府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当するものと認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>8 5 10（略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            2 5 (略)            6 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。第二十四条第一項第一号において同じ。）の目的に供される土地をいう。            7 14 (略)</p> <p>第二十四条 前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可（同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。）を受けなければならないものに係るものであること。</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            2 5 (略)            6 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。            7 14 (略)</p> <p>第二十四条 前条の認定を受けた市町村（以下この条において「認定市町村」という。）は、地域協議会における協議を経て、当該認定を受けた復興推進計画に定められた食料供給等施設整備事業に係る食料供給等施設の整備に関する計画（次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「食料供給等施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>一 当該食料供給等施設の用に供する土地が農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）であり、当該食料供給等施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可（同法附則第二項第一号及び第三号に規定する許可を除く。）を受けなければならないものに係るものであること。</p>

2  
5  
(略)  
(略)

2  
5  
(略)  
(略)

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（附則第二十二條關係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四ヘクタールを超える農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をすとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項</p> <p>五 十 (略)</p> <p>五 十 (略)</p> <p>5 14 (略)</p>	<p>第十三条 特定被災市町村等は、協議会が組織されている場合において、復興計画に、当該土地利用方針に沿って復興整備事業を実施した場合には計画区域において四ヘクタールを超える農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにする事となることが明らかである土地利用方針を記載しようとするときは、当該土地利用方針について、農林水産省令で定めるところにより、会議における協議をすとともに、農林水産大臣の同意を得なければならない。ただし、会議における協議が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十条第二項第四号に掲げる事項には、復興整備事業の実施に係る次に掲げる事項（復興計画に第一項に規定する土地利用方針を記載する場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載することができる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可に関する事項</p> <p>五 十 (略)</p> <p>五 十 (略)</p> <p>5 14 (略)</p>

○ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）  
 （附則第二十三条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第三条（略）            2（略）            3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。            一 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号及び次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）及び開発して農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）とすることが適当な土地            二（五）（略）            4（略）            （設備整備計画の認定）            第七条（略）            2・3（略）            4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。</p>	<p>（定義）            第三条（略）            2（略）            3 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。            一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）及び開発して農地又は採草放牧地（以下「農用地」という。）とすることが適当な土地            二（五）（略）            4（略）            （設備整備計画の認定）            第七条（略）            2・3（略）            4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。</p>

一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬもの 都道府県知事

5  
5  
15  
(略)

一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならぬもの 都道府県知事

5  
5  
15  
(略)



改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「農用地」とは、農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。</p> <p>2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 農業用施設の用に供される土地（第一号に掲げる土地を除く。）。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 農地法第四十一条第一項に規定する利用権</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「農用地」とは、農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。</p> <p>2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 農業用施設の用に供される土地</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項に規定する利用権</p>

改正案	現行
<p>（農地法等の特例）</p> <p>第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、法人農地取得事業（国家戦略特別区域において農業経営を行うとする法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を除く。以下この条において同じ。）による農地等（同法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下同じ。）の所有権の取得を認める事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、当該区域計画に定められた第三項に規定する事業実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている法人が当該事業実施区域内にある農地等について特定地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第六項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作（同法第四十三条</p>	<p>（農地法等の特例）</p> <p>第十八条 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、法人農地取得事業（国家戦略特別区域において農業経営を行うとする法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を除く。以下この条において同じ。）による農地等（同法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）の所有権の取得を認める事業をいう。以下この条及び別表の六の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日から国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、当該区域計画に定められた第三項に規定する事業実施区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第五項及び第六項において同じ。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている法人が当該事業実施区域内にある農地等について特定地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第六項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に</p>

2  
8  
(略)

第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第二号及び第六項において同じ。又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

2  
8  
(略)

常時従事すると認められること。

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）（附則第二十六条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（農地法の一部改正）                  第二百五十三条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。                  第七条第八項中「使用貸借の解除をし、」の下に「若しくは」を加え、「、若しくは返還の請求をし」を削る。                  第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「その受領を拒んだとき。」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。                  二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合                  第十六条第二項及び第三項を削る。                  第十九条を次のように改める。                  第十九条 削除                  第四十一条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。</p>	<p>（農地法の一部改正）                  第二百五十三条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。                  第七条第八項中「使用貸借の解除をし、」の下に「若しくは」を加え、「、若しくは返還の請求をし」を削る。                  第十条第三項第一号中「対価」を「対価の支払の提供をした場合において、対価」に、「受領を拒み、又は受領することができない場合」を「その受領を拒んだとき。」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。                  二 対価の支払を受けるべき者が対価を受領することができない場合                  第十六条第二項及び第三項を削る。                  第十九条を次のように改める。                  第十九条 削除                  第四十三条第七項中「同条第一項」を「同条」に改める。</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第四十三条</u>第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的に供される土地をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（事業計画の認定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）<u>第十一条</u>の五十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第七条第一項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあつては同号から第三号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会等の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）<u>第三条</u>第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村（第七条第二項ただし書にお</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（事業計画の認定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市町村長は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号に掲げる要件の全て（当該申請に係る都市農地（以下この項において「申請都市農地」という。）について農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）<u>第十一条</u>の五十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により農業の経営を行うため賃借権等の設定を受ける農業協同組合及び農業協同組合連合会その他政令で定める者（第七条第一項において「農業経営組合等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号に掲げる要件、申請都市農地について賃借権等の設定を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる者及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）<u>第二条</u>第三項に規定する農地所有適格法人（第七条第一項において「農作業常時従事者等」という。）の申請に係る事業計画にあつては第一号から第三号までに掲げる要件の全て）に該当するものであるときは、農業委員会等の決定を経て、その認定をするものとする。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）<u>第三条</u>第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置か</p>

いて単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一〇六（略）

ない市町村（第七条第二項ただし書において単に「農業委員会を置かない市町村」という。）にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。

一〇六（略）

○ 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部分を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）（附則第二十八条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（経営移譲） 第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等（農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）及び採草放牧地をいう。以下同じ。）につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。</p> <p>一～四（略） 2～5（略）</p>	<p>（経営移譲） 第四十二条 前条第一項第一号又は第二号の経営移譲とは、農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者が当該耕作又は養畜の事業を廃止し又は縮小した場合において、その廃止又は縮小が第一号に掲げる要件に該当し、かつ、第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することをいうものとする。</p> <p>一～四（略） 2～5（略）</p>